にあっては、冬期以外に支給する場合に限る。）又は同項第二号に掲げる職員（異動の日等から起算して四年を超えて五年以下在勤する職員に限る。）に支給する場合にあっては百分の二・八、同項第一号から第三号までに掲げる職員又は施行日の前日において準特地官署とされていた官署に施行日の前日から引き続き在勤している職員（異動の日等から起算して五年を超えて在勤する職員に限る。）に支給する場合にあっては百分の一・四、これらの職員以外の職員又は同項第三号に掲げる職員（異動の日等から起算して四年以下在勤する職員に限る。）にあっては、冬期に支給する場合に限る。）にあっては百分の〇・七を、それぞれ乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の一・五を乗じて得た額

三　異動の日等において減額支給対象職員であった職員であって、異動の日等に受けていた俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、異動の日等に属していた職務の級における最低の号俸の俸給月額に達しないもの又は減額支給対象職員であって、その附則第二条第八項から第十項までの規定による準ずる手当経過措置基礎額が準ずる手当経過措置特例基礎額であるもの　人事院の定める額

2　前項第二号に掲げる職員が改正後の規則第六条の四第四項の職員である場合における前項の規定の適用については、異動の日等に係る俸給月額は、同条第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定の例による異動の日等に受けていた俸給月額とする。

3　第一項各号に掲げる職員が育児短時間勤務職員等若しくは任期付短時間勤務職員である場合又は異動の日等において育児短時間勤務職員等であった場合における特地勤務手当に準ずる手当の月額は、附則第二条第七項から第十項まで、第三条第三項、第四条第二項、第五条第一項、第六条第一項及び前二項の規定にかかわらず、人事院が定める額とする。

（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給された職員等の特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整）

第十条　給与法第十一条の八の規定により広域異動手当（その支給割合が百分の一を超えるものに限る。）を支給される職員に対する前条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第五条第三項」とあるのは「第五条第三項、第六条」と、同項第二号中「百分の三・五」とあるのは「百分の五からこれらの職員の給与法第十一条の八の規定による広域異動手当の支給割合が改正後の規則第六条各号に掲げる支給割合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める割合を減じた割合に百分の七十を乗じた割合」と、「百分の二・八」とあるのは「百分の四からこれらの職員の給与法第十一条の八の規定による広域異動手当の支給割合が改正後の規則第六条各号に掲げる支給割合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める割合を減じた割合に百分の七十を乗じた割合」とする。

（雑則）

第十一条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。